

令和4年3月7日

定時制の保護者の皆様

県立伊勢原高等学校長

令和4年3月7日以降の本校の教育活動等について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本県は、令和4年3月7日から令和4年3月21日まで、引き続き、新型インフルエンザ特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域として、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

つきましては、県教育委員会から指示により、次の対応といたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。なお、次の対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

＜高等学校、中等教育学校の対応＞

ア 当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、**授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。**

イ 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

※詳細については裏面の《まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動等》を参照してください。

※本校においては、1校時の授業開始は今まで同様17時30分（40分×4コマ）。

また、0限については16時45分開始とします。なお、今後変更する場合は、改めてお知らせします。

0校時	16:45	～	17:25
1校時	17:30	～	18:10
2校時	18:15	～	18:55
S HR	19:00	～	19:05
3校時	19:15	～	19:55
4校時	20:00	～	20:40

※授業などの詳細については月間行事予定をご覧ください。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先

教頭 尾尻

電話 (0463)95-5968 (直通)

【まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動】

ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部または全部を臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。 ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。
 - 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。
 - 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
 - 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
 - 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の観点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- #### エ 修学旅行等について
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。